

親の離婚や虐待などで、保護者の養育が困難な子どもは全国で約四万人。その九割は乳児院や児童養護施設で暮らし、家族の一員として迎え入れてくれる里親の元で育つ子どもは割に過ぎない。子どもと一対一で向き合える里親を増やそうと、国は手当の増額などを盛り込んだ制度改正案を国会に提出している。里親を増やすにはどうしたらいいのか、現状と課題をまとめた。(坂口絃美)

■制度改正を国会提出 児童相談所業務の軽減も施設で暮らす子どもは兵庫県では千六百五十九人。原則二歳までの子を預かる乳児院▽三十八歳の子が対象の児童養護施設▽被虐待児を優先的に受け入れる情緒障害児短期治療施設などがあるが、全国的にはどの施設も充足率が高い。県内でもすべての施設で定員の八割を超える(表1)。

里親の元で暮らす子どもは全国で三千四百二十四人(二〇〇六年度)。県内では〇七年度で三百七世帯が里親登録しているが、実際に養育しているのは約三割にとどまる。

なぜ里親の元での養育が限られているのか。京都府立大公共政策学部の津崎哲雄教授(児童福祉学)は、児童相談所の業務過多を指摘する。

「里親探しやマッチング、アフターフォローをすべて児童相談所が担っているが、増加する虐待への対応などに追われるため、そこまで余裕はない。以前から施設での養育が優先されてきたことも影響している」

里親制度自体が浸透しないため、結果として里親が増えず、普及しない。そうした悪循環に陥っているようだ。

「実親が養子縁組と混同してしまい『子どもを取られる』と誤解する点も、里親委託が進まない一因になっている」

厚生労働省の専門委員会がまとめた改正案のポイント(表2)では、養育里親への手当の増額が大きな柱だ。

一方、養子縁組希望者には支給はゼロになり、基礎的な研修や児童養護施設での実習への参加も任意とした。

「性別や年齢など養育児童の条件が付く養子縁組希望者よりも、多様な子どもを受け入れる養育里

親を重点支援することで、登録者を増やしたい」と同省家庭福祉課は説明する。

「区分」には異論も出ている。里親の普及活動に取り組む家庭養護促進協会神戸事務所のソーシャルワーカー、米沢善子さんは「当の子どもたちは実親と離され、心に傷を負っていることに変わりない。養子縁組希望か否かという大人の状況で区別していいのか」と疑問を投げかける。

二年前に男児の里親になった県内の主婦(49)は将来、養子縁組を望んでいる。「子育て経験がない私たちにとって、研修はとても有意義だった」と振り返る。

夫妻は最初、乳児を希望していたが、研修などで親子の年齢の差があまり開くと、思春期を乗り切るのが難しいことを教えられた。

「責任のあることなので、養子縁組が養育にかかわらず、研修への参加は必修にすべきだ」

里親相談や制度の浸透など、これまで児童相談所が担ってきた業務を民間に委託し、都道府県ごとに里親支援機関を設けることも大きな転換だ。

津崎教授は「里親が増える突破口となる可能性はある」と評価する一方、「業務の委託先が乳児院や児童養護施設では子どもを囲い込んでしまう恐れもある」と話す。

「手当を増やしたからといって、欧米諸国に比べるとまだまだ少ない。里親を増やすには委託する子どもの決定権を児童相談所から里親支援機関に移すなど抜本的な改革が必要だ」と指摘している。

■より良い家庭探しを最優先 家庭養護促進協会・橋本事務局長

親と暮らせない子どものため、家庭養護促進協会神戸事務所(神戸市中央区)は、一九六二年から里親の普及に取り組んでいる。二〇〇七年度末までに千八十六人の子どもが里親に託された。同事務所の橋本明事務局長に聞いた。

-里親登録者の三分の一しか子どもを受託していない現状がある

「約三十年で里親の申し込みは半減してしまった。登録していても、里親が高齢化しており、受け入れが難しくなっている」

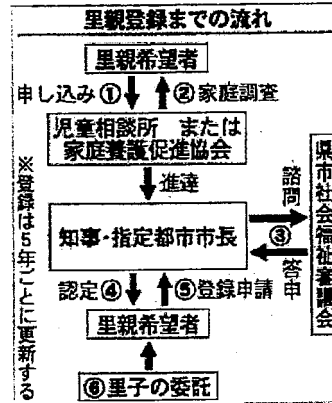
-少子化も影響している
「子ども一人当たりの教育費がかさむなど、子どもを育てにくい社会では里親も増えにくい」

-紙面で里親募集を続けている
「子どもの写真と成長の様子をつづった記事を載せ、里親を募るやり方は全国的にも珍しい。写真については個人情報の観点から異論もあるが、一時的なプライバシーより、その子にとってより良い家庭を探すことを最優先している。写真はそのための重要な情報だ」

-里親のすそ野を広げるには
「長期休暇や月に一、二度、施設で暮らす子ど

もを家庭に迎えるボランティア里親に期待している。共働きや定年退職後の夫婦も取り組みやすい。気負わずに里親を始めるきっかけになるのではないかと」

里親制度 児童福祉法に基づき、保護者がいないか、育てるのが不相当と認められる原則18歳までの子どもの養育を都道府県が認定した里親に託す(図)。1年以内の短期里親▽被虐待児らを育てる専門里親▽3親等以内の親族を育てる親族里親▽そのほかの養育里親がある。法による規定はないが、長期休暇や月に数回、施設の子どもの家庭に迎えるボランティアの里親もある。



◆社会的養護の現状(上段は全国、下段は兵庫県)

	施設数	定員	在籍数
乳児院	120	3707	3143
児童養護施設	7	172	142
情緒障害児短期治療施設	559	33561	30764
児童自立支援施設	29	1653	1375
	31	1486	1131
	1	35	30
児童自立支援施設	58	4101	1836
	2	127	112

表1 ※2006年度

◆里親制度の現状と改正案

区分	現状		改正案	
	養育・専門・短期・親族の4区分	養子縁組希望者は養育里親を含む	養育・専門・親族・養子縁組希望の4区分	短期は養育に含み、養子縁組希望者は養育里親と区別する
手当	養育里親 子ども1人につき月額34000円	養子縁組希望者 同上	なし	1人目は月額72000円、2人目以降は36000円を加重
研修	専門里親 子ども1人につき月額90200円	同上	子ども1人につき月額123000円	養育里親には登録前に2回と更新時に研修を義務付け
その他	地方自治体ごとに異なる			民間の里親支援機関を全都道府県に設置 里親家庭が5、6人の子どもを受け入れる「ファミリーホーム制度」を創設

表2

幸せを運んだコウノトリさん

「哀しみから喜びへのケースワーク」

社会福祉士 矢満田篤二

哀しみを幸せ運びに変えて

高校二年生のA子が自殺を図った。

遺書を作りひそかに祖母宅を訪れ、いつになく涙を流す様子に母親が気づき、阻止できた。

理由はレイプによる妊娠。すでに八ヶ月に入っており、母親は言葉を失った。

レベルの高さを誇る在籍公立高校へは病欠届けにして伏せた。相手は身元不明の若い男性というだけ。

被害届の提出もあきらめた。

地元の児童相談所へ母親が匿名で電話相談したところ、出産後に相談せよ、乳児院を利用する場合は費用負担が必要だと説明された。

その数日後、全国紙の某新聞に、社会福祉学会で報告された、新生児養子縁組^{あづせん}旋^{まわ}りの記事が掲載された。

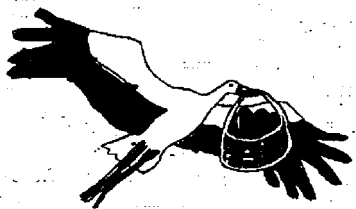
母親は、数百キロ離れた報告者のB県C児童相談所のD児童福祉司へ電話した。

「望まない妊娠です。出産後に被害者である娘が育てることの残酷さをわかってください」

必死だった。幸いD児童福祉司が助言援助をしてるB県内の養親・里親たちの自主交流グループ「きずな親子交流会」に、養子縁組を希望する三十代前半の子どもができないE夫妻が参加していた。

A子の両親は、D児童福祉司の仲介によりE家庭および同じ交流会メンバーのF里親宅の二軒を訪問して安心した。F里親宅は、D児童福祉司の助言で、A子が地元の人目を避けて母子手帳の交付を受けるため、住民票とともに移ることにしたA子のホームステイ先であった。

A子はD児童福祉司が送った「自分はEさんへ幸せを運ぶコウノトリさんなんだと思いたい」という



メッセージで立ち直り、F里親宅へ身を寄せた。

F宅から近い所にD児童福祉司が信頼するG産院があった。通院には、必ずE夫人とF夫人の二人が付き添った。診断書により母子手帳も交付され、無事出産日を迎えた。

自然分娩と家族の立会いを大切にすることの産院に、養親となるE夫人も「同室入院」して出産時から付き添い、初乳以外のすべての育児介助を体験した。

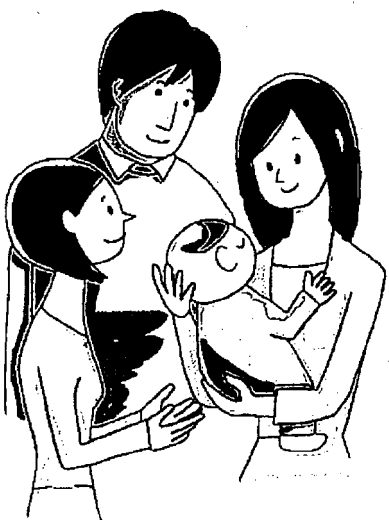
退院日に、A子は迎えにきた両親とともに帰宅し、E夫人は赤ちゃんを抱いて夫の運転する車で家庭に戻った。名付け親はE夫妻であった。

自殺の危機から脱出したA子は、進路も福祉へとはっきり定まり、猛勉強して「長期病欠」にもかかわらず進級審査にパスした。

そして、卒業年次に現役で目的の大学へ入った。一方、E夫妻は新生児を家庭に引き取って九ヶ月後、家庭裁判所から特別養子縁組が認められた。

このとき家事審判官(裁判官)は「赤ちゃんはもちろん、実親も養親も全員幸せになれる審判はやりがいがあるね」と調査官に語ったという。

「こころの科学」(1996年3月号)より



厚生労働省の里親推進策が養子縁組を希望する里親を軽視し、養育代行型の里親拡充に力点を置いているのは重大な誤りである。養育里親は里子を委託されている間だけ養育義務を負うが、養親には民法上の監護義務があり、養子の進学、就職、結婚などの保証人を務め、子どもの安定感には格段に高い。

私はかつて児童福祉司として愛知県の児童相談所に勤務し、置き去り児など、将来とも実親が育てる可能性が乏しい乳幼児は、積極的に養子縁組里親との縁結びを推進した。私が定年退職した後も引き継がれ、過日、朝日新聞名古屋版で、愛知県の児童相談所による0歳児の里子委託数は全国一と報じられたが注目はされなかったようだ。

他県の児童相談所が養子縁組里親への委託に際して、子どもの障害の有無を確認するため、職員が交代勤務する乳児院で保護しているのは問題。アメリカ

の精神科医向けマニュアルは養育者が頻繁に交代することにより「反応性愛着障害」が発症す

る危険を指摘していることを知って欲しい。障害児ならなおのこと親が必要である。養子縁組は子どもに代わって適切な親候補を選ぶべきで、養親希望者に迎合してはならない。

愛知県では里親へつぎのような厳しい条件を付している。自分たちが出産したつもりで障害の有無で引き取りを左右しないこと。実親の妊娠事情について赤ちゃんに責任は無く不問とすること。家庭裁判所による養子縁組の許可以前に、実親から赤ちゃんの引き取り希望があったときは子どもを返すこと。養親候補者は四十歳未満であることなどだ。①妊娠中からの相談に対応。②出産後、実親の養子に出す決断を再確認し、養親候補の里親夫妻は産院で赤ちゃんと対面。③実親は里親が命名した名前を出生届に記入。④里親は赤ちゃんの退院許可があった日から家庭で養育開始するのも特徴である。

公費支弁額は児童一人当たり、乳児院では月額約五十万円、児童養護施設は約二十五万円。養

子縁組はこれらの公費負担も削減する。過去、十一年間に愛知県で養子縁組した七十二人の新生児が施設で育てられた場合の公費試算額は約三十億円超となった。これらの成果は経年数二十年余の有能な女性児童福祉司の努力によるところが大きい。

「こうのとりのゆりかご」が開設されて以来、全国から熊本へ育てられない赤ちゃんの相談が殺到している。本来は児童相談所の業務のはずだ。本年二月、厚生労働省が実施した調査結果から、両親が不在・不明・不詳という数百人の赤ちゃんたちが乳児院に在籍している実態が判明するに違いない。家庭の中で親の愛情に包まれて育てられる赤ちゃんの権利が守られていない日本の現状を憂い、児童相談所の職員体制の早急な改善を望みたい。せめて愛知県並みに。

2008.4.30

文 例 誓 約 書

私たち夫婦は、予期せぬ妊娠をされた女性の立場と出産後に養子に出したいという辛い気持ちを理解して、出産される赤ちゃんを特別養子として私たちの家庭に迎えることを決意し、児童福祉推進のための里親や養親の役割も十分理解して、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 出産後、産院等又は児童福祉関係者から、赤ちゃんの引き取り許可を受けたその日から、私たちの家庭へ赤ちゃんを迎え入れて育てる決断ができております。
- 2 私たちは、妊娠中の母体保護と胎児の安定に協力し、元気な赤ちゃんの誕生を祈って待機しており、このことを妊婦さんへ告げて安心させてあげることに積極的に賛同いたします。
- 3 家庭裁判所による養子縁組成立の審判以前に、生みの親から子どもを引き取りたいという申し出があった場合は、児童福祉専門職者の意見を参考とし、真に子どもの幸せになることであれば、私たちがどのように辛くても育てた子をお返しいたします。
- 4 子どもの性別選びはせず、実親側の妊娠経過について、どのような事情があろうとも、赤ちゃんには責任のないことであり、一切不問として育てます。
- 5 わが子を出産する場合と同じ覚悟で待機しており、分娩後の赤ちゃんの障害の有無で家庭引き取りを左右したり、養子縁組許可申立てを取り止めるような身勝手はいたしません。
- 6 生まれた赤ちゃんに重度の慢性疾患や障害があったり、未熟児分娩であったりしたため引き続き入院継続を要し、将来にわたっても、専門施設等での療育が必要とされる場合でも、私たちがこの子の親となる決断をしたことを変える考えはありません。
- 7 発達に関して障害のある児童でも、親を持ち、家庭で育てられる権利を有することに変わりなく、情緒的安定が必要であり、産みの親に替って家庭内で養育する環境を用意しなければならないことを理解しており、万一そうした状態となったときは、所管する児童相談所等の療育指導を受けて保護責任を全ういたします。
- 8 養子に迎えたわが子には生みの親と別れた経緯を知る権利があることを理解し、将来、適切な時期を選んで生みの親を傷つけないように配慮しつつ、真実告知をいたします。
- 9 子どもが堂々と胸を張って生きていける明るい養親子家庭を築くとともに、私たちの後に続く同じ立場の親子のため役に立つならば、私たちの体験を伝える会合への出席や説明を積極的に担当いたします。

平成**年**月**日

住所 〒123-4567 **県**郡**町大字**字**8-90

(夫)

(妻)

氏名 東海松男 ㊟

氏名 東海梅子 ㊟

昭和**年**月**日生

昭和**年**月**日生

この誓約書(複写を含む。)は、児童福祉法に基づき、児童相談所に勤務する児童福祉司が要養護児童の家庭的処遇を公的に検討するとき又は家庭裁判所から特別養子縁組申立事件にかかる調査の囑託を受けたときにかぎり、守秘義務をふまえて児童相談所又は家庭裁判所に対して提示されることのほかには用いられないものとします。

愛知県

① 里親委託・施設入所数

(現在)	里親委託	養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設	乳児院	合計
H20.4.1	126	915	76	28	96	1,241
%	10%	74%	6%	2%	8%	100%
H19.4.1	136	953	75	24	100	1,288
%	11%	74%	6%	2%	8%	100%

② 0歳児の割合(1歳児のデータはありません。)

(現在)	里親委託	乳児院	全体
H20.4.1	8	22	1241
%	1%	2%	100%
H19.4.1	20	32	1288
%	2%	2%	100%

③ 理由別里親委託数

	家出失踪	死亡	離婚	傷病・入院	虐待	その他の 家庭環境	その他	合計
19年度	0	0	4	8	34	21	15	82
%	0%	0%	5%	10%	41%	26%	18%	100%
18年度	3	0	2	9	31	15	33	93
%	3%	0%	2%	10%	33%	16%	35%	100%

④ 養子縁組数(年齢別はありません)

19年度	23
18年度	20
17年度	17

三郷市2歳男児死亡事案の検証結果(概要)について

児童虐待重大事例(死亡事例)検証委員会

— 福祉部 こども安全課 —

1 事案の概要

- ・ 平成20年3月14日に2歳の男児が曾祖母の家で死亡しているところを発見された。
- ・ 本児は母親、兄妹とともに母方の曾祖母の家に居住していた。
- ・ 3月3日に母親が本児らをおいて転居し、本児らの養育を放棄したため衰弱、死亡したもの。
- ・ 児童相談所は、本児が入院していた病院から虐待(ネグレクト)の疑いがあるとの通告を受けて接触を試みてきたが、母親の拒否によって関係機関による支援体制を整えられないまま、重大な結果を生じるに至った。

2 問題点

(1) 関係機関の情報の共有化が十分でなかった。

- ・ 児童相談所、市児童福祉担当課、病院、保健所、市保健センター、警察等の関係機関が把握した情報が互いに共有されていなかった。
 - ▷ 保健師の訪問を母親や祖母が拒否している。
 - ▷ 不意に訪問しても容易には面会できないつくりの家屋に住んでいる。
 - ▷ 母親は母子健康手帳を紛失して1年間も放置した後に再交付を受けた。
 - ▷ 児童相談所の支援を拒んでいる。
 - ▷ 家族に関する質問を嫌って反発する。
 - ▷ 警察への近隣住民から子どもの泣き声がするとの通報があった。
- ・ 関係機関は上記の事実などから危機感を持って、適切に相互の情報提供を行う必要があった。

(2) アセスメント(リスクについての評価・予想)が十分でなかった。

- ・ リスクを増大させる要素に比べて、祖母等との同居や裕福な家庭等のリスクを軽減する要素を過大に評価した。

【リスクを軽減する要素の情報】

- ▷ 衛生面には問題があるが、食事を取らせていないわけではない。
- ▷ 家の中に祖母など母親以外の大人がいる。
- ▷ 経済的に裕福な家庭である。

【リスクを増大する要素の情報】

- ▷ 色素沈着を残すほどの酷いオムツかぶれの跡がある。
 - ▷ 不潔な臭いがある。
 - ▷ 小さい、歩けない、発語がないなど発育の遅れが見られる。
 - ▷ 保健所と保健センターの保健師による乳児訪問を拒否している。
 - ▷ 入院中の検査で頭蓋内に古い出血痕があり、身体的虐待も疑われたなど。
- ・ 結果的に危険性を低く評価し、受容的にかかわる方針を採った。

(3) 受容的なかわりから介入的なアプローチへの切り替えの時機を逸した。

- ・ ケースに対しては常にイニシアチブを取っていく姿勢が必要であった。
- ・ 母子関係が良好に見えたことや母親との連絡が取れていることなど初期の方針を補強する事実もあり、介入の時期を逸した。

【介入へ切り替えられたと考えられる時期】

- ▷ 12月、本児の入院中に、母親に続けて面接を拒否されたとき。
- ▷ 1月、本児の2度目の通院が実現しなかったとき。
- ▷ 2月、母親と児童相談所とのやり取りの中で「子どもは他の診療所で受診させた。」といいながら実際は受診の事実がなかったとき。

3 提言

(1) 要保護児童対策地域協議会の重要性と活性化

- ・ より多くの情報を集積して共有するため、また職種や個人の見方を超えて情報の精度を上げるため、さらには多角的な視点から状況と対応を検討するため、関係機関が一堂に会して協議する場が重要であることを改めて認識すべきである。
- ・ 現在の段階では協議できない、するまでもないと思われるケースであっても予防的に関係者の注意を喚起しておくことで、何かあったときの機関連携が図りやすくなる。
- ・ 情報を共有し検討する作業を通して、関係機関の担当者の危機を察知する能力を向上し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることが必要
- ・ 要保護児童対策地域協議会の活用の仕方には地域の実情に応じた工夫が必要。

(2) ケースに対する組織的な進行管理の徹底

- ・ 次の点からリスクアセスメントの方法を体系的に見直し、児童相談所及び関係機関の共通理解を進める必要がある。
 - ① 事例に応じた情報収集の手法
 - ② 個別ケース検討会議など機関連携によるリスクアセスメントとその共有
 - ③ リスクアセスメントを行うべき時期等、マネジメントの体系的整備

4 提言を踏まえた県の当面の対応

(1) 要保護児童対策地域協議会の活性化

要保護児童対策地域協議会の活性化を図るため、各協議会に働きかけ、それぞれの協議会において今回の検証結果を題材とした事例検討を行うとともに、各地域の協議会の活動状況について問題点等の点検を行い、協議会のあり方について必要な改善を図る。

(2) 市町村における児童相談機能の強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関である市町村職員を対象とした研修を行い、児童相談における市町村の役割や機能の強化を図る。

(3) 児童相談所における組織的進行管理の強化・充実

県、児童相談所、関係機関等による合同チームによってリスクアセスメントの方法を体系的に見直し、児童相談所における虐待事例に対する組織的進行管理の強化・充実を図る。

(4) 取扱い事例の再点検

各児童相談所毎に、提言を踏まえた検証会議を開催し、児童福祉司及び児童心理司の危機対応能力の向上を図るとともに、検証結果の視点から現在取扱中の事例について再点検を行う。

参考1：要保護児童対策地域協議会の主な構成員

市町村の児童福祉担当課、児童相談所、保育所、市町村保健センター、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察など

参考2：要保護児童対策地域協議会の運営

代表者会議（構成員の代表者による会議。年1、2回開催。）

実務者会議（実際に活動する実務者から構成される会議。援助方針の見直し、情報交換、啓発活動など）

個別ケース検討会議（個別事例における援助方針、具体的な援助の方法、時期、関係機関の役割分担、連携方法等を協議する。）

児童虐待重大事例検証委員会（死亡事例等検証委員会）委員

(H20.4.1～)

敬称略

所 属	氏 名
駿河台大学法学部教授	吉田 恒雄
国立武蔵野学院 院長	相 澤 仁
海老原法律事務所 弁護士	海老原 夕美
峯小児科医院 院長	峯 真 人
加須市立加須南小学校 校長	福 田 孝 夫
熊谷保健所 所長	木野田 昌彦
警察本部少年課 課長	宮 谷 定 雄
中央児童相談所 所長	宮 崎 茂

埼玉県内における児童虐待の状況について

福祉部こども安全課

1 児童相談所における虐待相談受付件数の推移

件数	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	1186	1545	1458	1814	2143	2135	2287	2425

※19年度は、2,425件と18年度(2,287件)に比べて約6%増加。

2 経路(件数)

	家族親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	隣組	保健所	医療機関	隠微	警察	学校	その他	計
17年度	475	319	31	349	35	42	72	43	132	266	371	2135
18年度	479	402	34	387	29	23	90	33	175	275	360	2287
19年度	461	471	30	338	19	24	101	57	266	256	402	2425
割合(%)	18.9	19.4	1.2	13.9	0.8	1.0	4.2	2.4	11.0	10.6	16.6	100.0

※通告経路は、「近隣知人」、「家族親戚」、「福祉事務所」の順となっている。

※19年度は特に「警察」、「近隣知人」、「医療機関」からの通告が増加。

3 主な虐待者(件数)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
17年度	515	143	1332	29	116	2135
18年度	535	153	1422	31	146	2287
19年度	627	164	1486	22	126	2425
割合(%)	25.9	6.8	61.2	0.9	5.2	100.0

※実母が、1,486件と61.2%を占めており、最も多い。

4 被虐待児の年齢・相談種別(件数)

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	計	割合(%)	18年度	
0～3未満	191	170	2	101	464	19.1	444	19.4
3～就学前	241	219	7	172	639	26.4	605	26.5
小学生	376	274	41	193	884	36.4	848	37.0
中学生	127	77	43	56	303	12.5	278	12.2
高校生他	69	20	22	24	135	5.6	112	4.9
計	1004	760	115	546	2425	100.0	2287	100.0
割合(%)	41.5	31.3	4.7	22.5	100.0			

※0歳から就学前までの乳幼児が、1,103件と全体の半数近くを占めている。